

平成 29 年 6 月

江南市議会建設産業委員会会議録

6 月 21 日

江南市議会建設産業委員会会議録

---

平成29年6月21日〔水曜日〕午前9時30分開議

---

議 題

議案第34号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

生活産業部

の所管に属する歳入歳出

都市整備部

水道部

の所管に属する歳出

議案第35号 平成29年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第37号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

生活産業部

の所管に属する歳入歳出

年度調査事項等について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

今年度の当委員会の研修会について

---

出席委員（7名）

委員長 伊 神 克 寿 君 副委員長 幅 章 郎 君

委員 尾 関 健 治 君 委員 古 池 勝 英 君

委員 野 下 達 哉 君 委員 山 登 志 浩 君

委員 掛 布 ま ち 子 君

欠席委員（0名）

委員外議員（3名）

議長 牧 野 圭 佑 君 議員 伊 藤 吉 弘 君

議員 藤 岡 和 俊 君

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗本浩一君	議事課長	石黒稔通君
主査	岩田麻里君	主任	梶浦太志君

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

生活産業部長 武田篤司君

都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長

鈴木慎也君

市民サービス課長 山田順一君

市民サービス課主幹 前田茂貴君

市民サービス課副主幹 平野優子君

市民サービス課副主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

影山壮司君

商工観光課長 石坂育己君

商工観光課副主幹 横山敦也君

商工観光課主査 駒田直人君

商工観光課主査 長谷川 悟君

農政課長 大岩直文君

農政課副主幹 岩田浩和君

環境課長 阿部一郎君

環境課主幹 菱川秀之君

環境課副主幹 青山 守君

環境課副主幹兼環境課環境事業センター所長

牛尾和司君

まちづくり課長	野 田 憲 一 君
まちづくり課統括幹兼布袋駅周辺整備事務所長	
	堀 尾 道 正 君
まちづくり課主幹	小 島 健 君
まちづくり課副主幹	尾 関 高 啓 君
まちづくり課副主幹	鈴 木 勉 君
まちづくり課副主幹	小 池 浩 司 君
まちづくり課副主幹	加 藤 考 訓 君
土木課長	沢 田 富美夫 君
土木課主幹	伊 藤 達 也 君
土木課副主幹	吉 本 晴 永 君
土木課副主幹	酒 匂 智 宏 君
建築課長	梅 本 孝 哉 君
建築課主査	都 築 尚 樹 君
水道部下水道課長	小 林 悟 司 君
水道部下水道課主幹	夫 馬 靖 幸 君
水道部下水道課副主幹	柴 垣 伸 道 君
水道事業水道部水道課長	高 田 昌 和 君
水道事業水道部水道課主幹	村 瀬 猛 君
水道事業水道部水道課副主幹	今 枝 寛 君
行政経営課主幹	安 達 則 行 君
行政経営課主査	山 口 尚 宏 君

午前9時29分 開 会

---

○委員長 では、定刻より少し早いですけど、ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

きょうは、お足元の悪い中、本当にきのうまではすばらしい天気でしたけど、私の日ごろの行いが悪いもんですから、このような日になりまして申しわけございません。

いろいろ委員協議会のほうがきょうは10項目ということで、非常に多いです。その辺もしっかりやっていければと思います。

では、当局のほうの御挨拶ということで、市長、お願いします。

○市長 おはようございます。

去る6月8日に6月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸議案は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に御審査をいただきまして、適切なる御議決をお願い申し上げたいと思います。

なお、きょうの降雨でございますけれども、既に冠水している箇所があるというふうに報告が来ております。そして、まだ午前中はある程度雨量も予想されるというようなこともございまして、担当の者によりましては、対応しなければいけないということもございしますので、この委員会の審査におきまして、順序等配慮いただくことがあるかと思っておりますけれども、何とぞよろしくをお願いをしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第34号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第2号）を初め3議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時31分 休 憩

午前9時37分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、委員会での服装ですが、議員は夏季期間中はネクタイと上着の着用は適宜とするよう申し合わせております。職員の方もクールビズを実施されていますので、ネクタイと上着の着用については、適宜お取り計らいいただきますようお願いいたします。

また、無線マイクシステムの導入に伴い、質疑・答弁の際にはマイク前面のトークボタンを押してから発言していただきますようお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については付託順により行います。委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹及び副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、それ以外の間は退席していただいても結構です。

---

## 議案第34号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第2号）

### 第1条 歳入歳出予算の補正のうち

生活産業部

の所管に属する歳入歳出

都市整備部

水道部

の所管に属する歳出

○委員長 最初に、議案第34号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第2

号)、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、生活産業部の所管に属する歳入歳出、都市整備部、水道部の所管に属する歳出を議題といたします。

審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、各課ごとの審査順につきまして、大雨による災害対応が懸念されますので、都市整備部土木課について、先に審査を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○土木課長 土木課の補正予算を御説明させていただきますので、議案書の48、49ページをお願いいたします。

中段の8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費の宮田導水路周辺整備事業として119万3,000円をお願いするものでございます。

また、平成29年度6月補正予算説明資料の7ページに位置図を掲載しております。

補足説明はございません。どうぞ御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

○掛布委員 今回のそもそも一連の周辺整備事業というのは、小脇地区に一般廃棄物最終処分場がつくられる際に小脇地区との約束というか、それに基づいて今回の道路の整備というふうになってきたんだなと理解しているんですけど、当初のときの状況が全然わからないものですから、そもそもどういった市と小脇区との約束というのか協定があったのかというのを教えていただきたいと思います。

○土木課長 当時、一般廃棄物の最終処分場をつくる際に、お地元の方と協議にはないんですけど、お話しする中で、地元からの要望といたしまして、そういう経緯で今回整備するものでございます。協定というものはございません。協議の中で行われたもので、協定というものはございません。

○掛布委員 そうすると、文書で残っているものはないわけですかね。そうすると、どこまでやらないといけないかという、どこまでやったら約束を果たしたということになるかということとは定かじゃないということなんですか

ね、文書としてはないということになる。

- 都市整備部長兼水道部長兼水道事業水道部長 現状の一般廃棄物最終処分場をつくるに当たり、地域との協議が必要になっておりましたので行いました。結果、要望書という形で各地域から出ております、担当所管のほうへ。それにつきましては、要望書もありますし、市役所内で共通の認識をするための市がつくった文書は残っています。

要望の中で、今回予算計上しております浅井犬山間の入り口から小枳区への入り口までという言い方が今回の221.9メートル、小脇地区の入り口というような表現を私どもはしておりますが、その区域が221.9メートルでございます。

- 掛布委員 そうすると、小脇区の入りに来てここから向こうが小脇区という看板が立っていると思うんですけど、きのう見てきたんですけど、そこまで道を広げるということですか。

- 土木課長 浅井犬山線から小脇のほうへ回って、小脇地区の東側の南北の道路の交差点のところまでですね。

- 掛布委員 地図で見て、今言われているところが最終処分場への入り口の手前ですね。参考資料の7ページでいくと。

- 土木課長 7ページの位置図のほうをごらんいただいていると思いますけれども、浅井犬山線のところに丸く印をしてあるところが用地を買うところでございます。それから西のほうへ行っていただきまして、最終処分場の入り口までは行かないところで、小脇地区から東側で南北のほう、堤防のほうへ北へ上がってくる道路、その交差点までです。

- 掛布委員 小脇会館の横を抜けて北側へ行った突き当たりまで、そういうことですね。

それで、今回の用地の取得の用地って、これのり面ですかね。どこの土地、所有者は何ですか。

- 土木課長 のり面の下にあります私有地でございます。

- 委員長 もっとアップでつくっておってくれたらよかったかな、小さ過ぎるで。

- 土木課長 ちょっと補足説明を。



堤防道路がありますよね。堤防道路からのり面とって、下のほうへ宮田用水のほうへ下がってきますけれども、その宮田用水の高さのところに私有地、県道浅井犬山線と宮田用水の導水路の間に私有地があるもんですから、そちらのところを買うということでございます。

○掛布委員 申しわけないんですけど、じゃあのり面についてはただで使わせてもらうということで、まとめて言います。それで私有地の部分を買収してということなだけで、このまま広げていくと、橋もかけかえるということになるんですか。

○土木課長 その橋、宮田導水路のときに、この計画に沿った広さになるような強度を持った構造にさせていただいております。そういうことで、今回はそちらのほうの改造は入れないということでございますし、あと先に言われました土地に関してですけれども、残った土地は宮田用水の土地と国の土地ですね。建設省、今は国土交通省の土地になっております。

○掛布委員 わからないので何度も聞くんですけど、そうすると、宮田導水路をまたぐ上の橋の下部が広げられるように頑丈に、外側に出っ張ってつくってあるんですけど、その上に橋をかけかえるということになるわけですか。

○土木課長 橋ではなくて、そこに土手をつくるんですよ。一般的に橋という上へかかったような感じなんですけれども、その宮田用水の構造物を含めて、土台にしまして、土で盛るといふ形の形式だと思っただけければ結構だと思います、その部分は。

○掛布委員 しつこく申しわけないんですけども、そうすると、この先あとどれぐらいどういう事業をやるのかなあというのを教えてもらっていいですか。そういうふうに橋はかけかえないけど、その部分に土を盛って、2車線にしていくということなんですけど。

○土木課長 その先は、先ほど言いました小脇のところまで、あるところは今言いました土で盛って、あるところはテールアルメといいますけれども、一部分擁壁をつくって、土羽をつくりながら、上に9メートルから10メートルの2車線と南側に1.5メートルの歩道を設置するという整備になってきます。

○委員長 よろしいですか。ほかに質疑。

○尾関委員　この工事に関しましては、歴代の小脇の区長さんと要望を何度も出しておるんですが、実は鹿子島の土地改良の方もかんでおりました、鹿子島の人の生活道路という位置づけもあって、最終処分場をつくる時、宮田導水路の改築工事があるので、それにあわせてやりますという当初の話だったんですね。その辺をきちっと説明してこないから、なんだ今さらという感じがあるんですが、内容もざっくばらんで出ておるんですが、その辺をもう少し議場でもなぜ出さなかったか。

当時の課長さんも部長さんも変わってしまったんですが、その当時の地域の思い、要望が正確に引き継いできておったかなあと思うんですが、それはいかがでしょう。

○土木課長　その引き継ぎは、課長引き継ぎとか部長引き継ぎの中でも、こちらの工事に関しましてやっていくという方向は、全て毎回異動ごとに行われております。

また、先ほどの宮田導水路が完成した折というのは、今の時点になったということも重々引き継がれておりました、議会にちょっと説明が足らなかったのかなというふうには感じますけれども、引き継いでおりますので、よろしく願いいたします。

○尾関委員　はい、わかりました。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、次に生活産業部環境課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○環境課長　環境課所管の補正予算につきまして、御説明申し上げます。

最初に歳入について御説明いたしますので、議案書の44ページ、45ページの下段をお願いいたします。

19款諸収入、5項2目雑入のうち環境課分の尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議負担金精算金とその下の自動車損害共済災害共済金でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

46ページ、47ページの最下段、4款2項1目清掃費の浄化槽設置整備事業で37万3,000円をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 わからないのでお尋ねしますが、47ページの自動車の修繕、自動車損害共済災害共済金を財源とした自動車の修繕と専決第4号であった環境課の職員の商工会議所の花壇にぶつかったという、これとは全く別件でしょうか。

○環境課長 案件は、同じ案件でございます。損害を与えた相手先が商工会議所でありまして、当方は、環境課の自動車を運転しておりまして、環境課分の自動車の修繕費を補正予算にて計上をしております。

○掛布委員 この金額が専決のほうでは、相手方商工会議所に江南市として相手方の損害5万2,600円を支払っているわけで、江南市の損害、要するに車の損害37万2,871円のうちの6万円だけ災害共済金から出たということで、じゃあ残りはどうなったのかということなんですけど。

○環境課長 商工会議所の花壇の修繕費が5万2,600円、これは100・ゼロでぶつかったので、自損事故でしたので、相手方へ100%補償いたします。環境課の車の修繕費は37万2,871円のうち自動車としての価値が、この車は平成22年に買った車ですので、価値の上限が6万円ということで、6万円を歳入として保険金として受け入れるものでございます。

○掛布委員 何度もごめんなさい、わからないもんですから、とことん。価値の上限が6万円と6万円しか出なかったということは、6万円分の修理をするということなんですか。そういうわけにいかないですよ。完全に直さないと、またその次、稼働できないわけなので。そうすると、37万2,871円かけて修繕しないといけないけど、共済金から価値の上限6万円しか収入がないので、あとはどうしたんですか。

○環境課長 軽トラの前方が花壇に突っ込んで、かなりへこんだ状態でありました。自動車の運行には支障はなく車の運転はできましたけれども、見た目がすごくどーんとへこんでおったので、そのへこんだ状態を直すのに37万

2,871円が必要ということでもありますので、そのまま乗るのもちょっと公用車として適切ではないので直したということでございます。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前9時58分 休憩

午前10時01分 開議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○野下委員 今回は、そもそも不注意が原因で毎回職員の方は謝られるんですけど、そこが原因になっているんですけど、今回はこの補正予算の中で、この車の修繕料ですけど、浄化槽設置整備事業に入っているんですけど、これ事故の概要を見ると、可燃ごみの収集袋の納品のために軽トラを運転されて行ってみえるということで、こういう部分というのは、浄化槽の設置のほうに入ってくるんですか。浄化槽設置といたら、普通設置の部分だと僕は思うんですけど、その辺はどういうふうになっているんですか。

○環境課長 浄化槽整備事業で車を運用しておりますけれども、これは浄化槽の補助申請があったときに現場を見に行くためにこの軽トラを使って見に行くというのがメインの仕事です。ただ、車があいているときには、こういった可燃袋の収集の納品に立ち会うであるとか、本庁との連絡に使われたりとか、車の状況に応じて適宜使っておるという状態であります。このときは、メインで使っている仕事以外の可燃ごみの収集の商工会議所の立ち会いのときに事故が発生してしまったというものでございます。

○野下委員 ということは、浄化槽の設置整備事業のためにたまたま今回これを使ったということですけど、可燃ごみで。そのためにこの事故を起こした車を購入していたというところでもここについているという事由でよろしいんですか。

○環境課長 そういうことで予算を編成して、ここでやっております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでもありますので、続いて商工観光課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○商工観光課長 商工観光課が所管いたします補正予算でございます。

歳入はございません。

歳出につきましては、48、49ページをお願いいたします。

最上段の7款1項1目商工費、企業誘致等推進事業の中小企業再投資促進奨励金について、新たに250万4,000円の補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 5社ということで、対象が固定資産税、いわゆる再投資した中小企業の固定資産税と都市計画税と、あと償却資産に係る税金、それは1年分ということなんですけど、その内訳というのは、固定資産税と都市計画税の分は幾らで、償却資産の分は幾らかとこののを教えてください。

○商工観光課長 今回の奨励金でございますが、土地と建物に係る固定資産税、都市計画税ということで、こちらの奨励金につきましては、合計で38万3,940円でございます。済みません、こちらのほうが固定資産税の金額でございます。都市計画税につきましては4万4,635円ということで、これは2社分の合計でございますので、1社のほうは都市計画税がかかっておりませんので、よろしくお願いをいたします。

続きまして償却資産のほうですが、こちらのほうは3社分の合計で申し上げますと207万7,000円でございます。

○掛布委員 そうすると、固定資産税の分を補助したのが5社分。

○商工観光課長 そうですね、はい。

○掛布委員 この38万3,940円は5社分の固定資産税分の補助ですね。

○商工観光課長 先ほど最初に申し上げました固定資産税につきましては、建物に係る固定資産税として2社分ですけれども、こちらの合計になります。後で申し上げました償却資産の固定資産税につきましては、3社ということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○掛布委員 償却資産のかかる固定資産税が大半というかほとんどなんですけど、結局、償却資産のほうは1年こっきりで、3年間出していく土地家屋

の固定資産税、都市計画税相当額というのが、そうすると今回は250万4,000円だけど、また来年、再来年もこの償却資産分以外の分は、また計上していくということになるわけですね。

○商工観光課長　　そういうことになります。償却資産は1年間ですが、土地建物に係る固定資産税、都市計画税につきましては3年間ということですので、来年も再来年もあるということでございます。

○掛布委員　　これ、市内の事業所の中でも、要するに中小企業の再投資というふうに限ってあって、大きな資本金がそれこそ10億を超えるとか、市内でも大きなところはこれの対象から省かれるということではないでしょうかね。

○商工観光課長　　基本的に中小企業ですので、こちらのほうは中小企業基本法に基づく中小企業というのが対象になります。そちらのほうの中小企業の定義といたしましては、資本金が3億円以下、常時使用する従業員の数が300人以下ということで、こちらのいずれかを満たすと、例えば製造業、建設業、運輸業の業種に関しましては、こちらの資本金が3億円以下、従業員が300人以下のいずれかの条件を満たすと。例えば卸売業ですと、この条件が1億円以下、100人以下、サービス業ですと5,000万円以下、100人以下、小売業ですと5,000万円以下、50人以下ということで、先ほど申し上げました10億円という規模になりますと、こちらのほうは完全に大企業の規模になりますので、中小企業ですと業種ごとに違いますけれども、ここに該当するのが中小企業ということになりますので。

○掛布委員　　本当に素人的によくわかっていないんですけれども、例えば小売とか卸売も対象業種、中小企業に限ってなんですけど、例えば市内にいっぱいいっぱいスーパーはあるわけなんですけれども、一時閉店をしてリニューアルオープンとかよくやるんですけれども、そういった部分でふえる固定資産税というか、償却資産に係る固定資産税分はこれの対象になるんですかね。

○商工観光課長　　この奨励金の目的ですが、やはり大規模な設備投資に対する支援ということで、当然大規模な設備投資を行えば、それだけ多額な税金を納めないといけないということで、少しでも企業さんのそういった負担を軽減するということを目的にしておりますので、いわゆる小さい設備投資に関しては対象外だというふうに考えております。

- 委員長　ほかに質疑はありませんか。
- 古池委員　今の関連の質問ですけど、具体的にどういう業種の会社の設備投資なのか、その内容をちょっと教えていただけますか。
- 商工観光課長　業種につきましては、この奨励金の対象となります事業といたしまして、製造業、それから物流業、建設業、卸売業、小売業、サービス業ということになっております。
- 古池委員　対象とってはあれですけど、現実には5社ですか。
- 商工観光課長　今回の5社です。
- 古池委員　今回の5社の内容。
- 商工観光課長　今回の5社の内訳につきましては、5社中の4社が製造業、1社が建設業ということになります。
- 古池委員　その設備投資の内容は何か。例えば建物をつくったとか、あるいはまた機械を更新したとか、そういうところだと思んですけども、差しさわりのないところで。
- 商工観光課長　今回の5社は先ほど言いましたように、製造業が4社で建設業が1社ということですが、5社のうちの製造業と建設業の方の2社が新たな事業所の新設ということで、そちらに係る建物についての固定資産税もしくは都市計画税を奨励金として交付するということになります。残りの3社、製造業でございますが、こちらのほうは工場内の設備関係ですね。機械ということになっておりますので、よろしく願いいたします。
- 古池委員　ありがとうございます。
- 委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて建築課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 建築課長　建築課所管の補正予算につきまして御説明いたします。

50ページ、51ページの上段をお願いいたします。

8款5項1目住宅費、市営力長住宅外壁等改修工事費（B棟）に252万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて、水道部下水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 下水道課の所管について御説明申し上げますので、議案書の50ページ、51ページの中段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費繰出金で12万円の補正増をお願いするものでございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもちまして質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時18分 休 憩

午前10時18分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第35号 平成29年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）



○委員長 続いて、議案第35号 平成29年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 続きまして、議案書の57ページをお願いいたします。

議案第35号 平成29年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

はねていただきまして、58ページには第1表 歳入歳出予算補正、59ページには第2表 地方債補正、60ページ、61ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲載しております。

歳入につきましては、62ページ、63ページ上段の1款2項1目下水道事業費負担金から下段の8款1項1目下水道事業債まででございます。

歳出につきましては、64ページ、65ページ、上段の2款1項1目下水道事業費から66ページ、67ページ上段の3款1項1目公債費まででございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○山委員 月曜日の本会議で東さんがこの議案について質疑されましたが、ちょっとそれを聞いておったんですけれども、やはりこの65ページの説明の部分、1億1,664万2,000円、こういう金額が出ていて、一方で歳入の63ページのところではマイナス582万円ということでしたけど、このことの補足説明といたしますか、わかりやすく説明していただけないでしょうか。

○水道部下水道課長 まず、国庫補助事業につきましては、ちょっと略しますが、地方創生汚水処理施設の交付金事業と社会資本の交付金事業がございます。地方創生につきましては、1,137万円の減額でございましたので、こちらにつきましては、充当するお金がないということで、こちらは単市事業ということになります。社会資本につきましては、555万円予算よりも余分につきましたので、こちらにつきましては管渠布設とか実施設計、そういったもろもろ交付金事業がございますが、そちらに充てる事業がないということで、今回の舗装復旧工事を国のほうから国庫対象としていいよというこ

とでございましたので、こちらのほうに充てるということで、こちらのほうを社会資本整備交付金事業として単市事業から振りかえたということでございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員　ちょっとその疑問解消の前に、単純な質問からですが、さっき一般会計からの下水道会計の繰り入れで12万円というのがあったんですけど、65ページの財源、備考のところの下のほうなんですけど、特定財源のその他財源で12万円というのが受益者負担金となっているんですけど、これ、一般会計の繰り入れというはずだったのに、これでは受益者負担金の増額になっているんですけど、これはどういったことでしょうか。

○水道部下水道課長　地方財政法におきましては、資本的支出の事業につきましては、まずもって受益者負担金が余っておれば、それを使うというルールがございます。そこで、今回受益者負担金につきましては、2款の事業に充てることができない部分については、余った部分ですね。これは公債費、67ページのほうになるんですけど、こちらのほうに充ててあります。なので、今回、一般会計を繰り入れるということで、一般会計は公債費に充てて、12万円は2款のほうに持ってくるということで、3款は財源更正を行っております。

○掛布委員　舗装復旧費が単市から社会資本整備交付金事業のほうに移っているということは、財源の更正ということで、舗装復旧事業の1億1,664万2,000円というのはあるんですけど、同じく当初予算で全額単市事業だった備考欄の下から2つ目にありますマンホールのふたの工費用資材、これもたしか全て当初予算では単市事業として予算を計上していたと思うんですけど、ここの備考欄では、単市及び社会資本整備総合交付金事業というふうに書いてあるんですけど、書いてあるだけで、じゃあどれだけを社会資本整備交付金事業にしたかという予算の振替というんですか。プラマイゼロだけれども、舗装復旧事業みたいな書き方の記載がないんですけど、これはいいんですかね、このままで。

○水道部下水道課長　当初予算のほうはお持ちでないですかね。もともとの表記がこちらは社会資本とも汚水処理とも単市ともうたっていない表記にな

っております。ですので、今回はその変わった部分だけ、舗装工事につきましては単市とうたっていますので、こちらの表記を変えるという意味で、この説明欄のほうに記入させております。

○掛布委員　　そうすると、マンホールのふたのほうは、たしか2,000万円とか3,000万円ぐらいでしていたんですけど、そのうちのどれだけを社会資本総合整備交付金事業で見ると、単市の部分が残るのか残らないのかということとは、やってみないとわからないということなんですか。

○水道部下水道課長　　国庫補助事業につきましては、対象事業がある程度決まった中で、充当先というのは江南市の裁量に任されています。ですので、当初の予定はありますけど、最終的に幾ら充てたかというのは最後にならないとわからないということになります。

○掛布委員　　山さんの質疑と同じことに戻っていくんですけど、そうすると、社会資本の交付金事業のほうでは、結局特定財源としてふえている、国庫交付金としてふえる見込みだということで増額されているのが550万円ほどで、それに伴って地方債のほうもふやしているのが500万円なので、大体1,050万円ほどしか確実に社会資本整備交付金事業としての財源がふえるという記載はないわけなんですけど、この予算書だと1億1,600万円も振りかえているわけなんですけど、充当準備のための補正と本会議場で説明があつて、というのは、それこそこれぐらいは来るんでないかという見込みでもって振替の補正予算を組んでおくんだという、そういったことがすごい曖昧なんですけど、そんなことで予算組んでいいんですかね。

○水道部下水道課長　　実際、予算の段階で事業費として5億1,973万円のうち補助対象事業としておりますのが3億90万円でございます。その3億90万円のうちの2分の1が当初の交付金、1億5,045万円ということになります。要望時につきましては、受け差とかそういったことを見込んだ中で要望しております。この段階では4億6,861万1,000円を対象として、そのうち3億1,200万円が補助基本額になるということで、その2分の1の1億5,600万円を要望しました。それが丸々ついたということで、555万円が上乗せになったわけですが、舗装復旧につきましては、当初3,030万円を補助対象になるということで、1,515万円を要望しております。これが詳細なところな

んですけど、ですから555万円イコール舗装の補助金ではなくて、そのいろんな事業の受け差を考慮しながら考えた結果1,515万円を舗装の補助対象にしているというのが、今の段階の補助金額でございます。

○委員長 暫時休憩します。

午前10時30分 休 憩

午前10時43分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 同じようなことなんだけど、違うことをお聞きします。

要するに舗装復旧工事費が社会資本整備交付金事業の対象ということでやっていくというふうになると、この前契約をしたばかりですよ、議案の何号だったっけ、4社、5社のJVなので。そうすると、この舗装復旧の部分はこういった契約をしていく、どういう発注をしていくことになるんですかね。そもそも最初はどういう契約を予定していて、事業名が変わることでこういった契約に変わるんですかね。

○水道部下水道課長 これまでどおり一括で発注するのではなくて、今年度につきましては、3つないし4つに分けて指名競争入札で発注する計画としております。

単市事業ですので、今回は社会資本整備交付金事業として発注するという形になります。

○掛布委員 そうすると、議案の最初のほうにあったのは、いわゆる管を入れるだけで、舗装復旧は舗装復旧の社会資本整備交付金事業として別途指名競争入札をかけていくと、そういうことですかね。

ちょっとついでに聞くと、こういう場合、同じ掘った業者がそのまま復旧するというのが普通じゃなかったですかね。掘ったところが、下水管入れたところが、ついでに水道管の布設がえも大体随契でやっちゃうし、ガス管の移設もちょっとどういう契約かわからないけど、多分同じ業者がやっていったほうがトータルで見たらお互いに楽というかもうかるというか、お互いに得をするから、水道管の布設がえはそうでしたよね。下水道工事契約をとったところが、ついでにその部分の水道管の布設がえ工事も随契でとっていつ

ているんですね。そうすると、舗装復旧も同じことになるのかなあと。思って。違うんですか。随契で同じ業者に渡していくということじゃないんですか。

○水道部下水道課長　今回の舗装復旧につきましては、これ本舗装復旧です。ですから、前年度の工事を対象に復旧するものです。ついでですけど、今、管渠を布設している現場につきましては仮復旧という状況ということでやっています。これは何でかといいますと、地下水の上下のありますんで、地層化するには時間がかかるということで、1年後にやっているというのが現状です。

○掛布委員　部長が本会議のときにちらっと答弁の中で言われた、下水管を入れたときについでにガス管の移設とか畑かんの移設も必要になってきますよね。そういったのはどういう契約になるんですかね。

○水道部下水道課長　移転補償につきましては、仮復旧の状況で1年先送りして、うちの舗装復旧で全体を復旧するという形になります。そのときに本復旧されても、先ほど言った地下水の関係とかいろいろありまして、今度はうちのほうが、例えば移転補償を、先に本復旧しました、うちが本復旧いきますと、大体すり合わせがきれいにならないんで、これはあわせてやるということもありますし、地元への対応ということもありますので、1回で終わるという形をとっております。

補償移転につきましては、当然舗装復旧につきましても補償費に入りますので、うちのほうで同時にやったほうが安価にできるというのもあります。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時48分　休　憩

午前10時48分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

では、議案第35号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第37号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

生活産業部

の所管に属する歳入歳出

- 委員長 続いて、議案第37号 平成29年度江南市一般会計補正予算（第3号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正のうち生活産業部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

所管課は、生活産業部、市民サービス課のみでございます。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 市民サービス課長 それでは、市民サービス課の補正予算について、御説明を申し上げます。

最初に歳入でございます。

追加議案書の18、19ページをお願いいたします。

上段の16款1項1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金、説明欄市民サービス課分寄附金でございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、20、21ページ最下段をお願いいたします。

2款1項6目市民生活費でございます。

内容につきましては、備考欄を御参照くださいますようお願いいたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長 それでは質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 山委員 どういうものを買うかにもよると思うんですけど、血压計って、これ25万8,000円もするんですか。こういう机の上にぽんと置いてあるだけじゃないですか。結構高いんですか。

○市民サービス課長　今回、自動血圧測定器ということで、過去に市役所でプリンターつきのものがございまして、利用者の方が座って自分で手を差し込んでやる。江南厚生病院の人間ドックであるような形のものを予定しております。

○山委員　これは随意契約ですか。

○市民サービス課長　今のところ随契ということは考えておりません。

○掛布委員　同じものを高齢者生きがい課の予算で、23ページのほうですね。老人福祉センターに置くんですけど、これは一緒にそれぞれ2台ということで、指名競争入札をかけるということですかね。そうしたほうが良いと思うんですけど。

○市民サービス課長　現段階ではそういった方向で考えております。

○掛布委員　使い方ですけど、マッサージ機とか血圧計とか、これは来られた方に無料で使っていただく、そういったことでよろしいですか。

○市民サービス課長　そのとおりでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時53分　休　憩

午前10時53分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されましたは全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

---

## 年度調査事項等について

○委員長　　続きますして、年度調査事項等を協議していただきますので、資料配付のため暫時休憩といたします。

再開は11時10分をお願いいたします。

午前10時54分　　休　憩

午前11時10分　　開　議

○委員長　　では、休憩前に引き続き会議を開きます。

年度調査事項等で今年度当委員会の調査事項、視察調査日程及び視察調査先等を決めていただきたいと思います。

なお、昨年度までの建設産業委員会の年度調査事項と視察調査先を一覧表にしてお配りしましたので、参考にしてください。

最初の年度調査事項を議題といたします。

御意見はありませんか。

大体毎年同じ調査事項で、ほとんどが含まれていると思いますので、特に新しいというのはございましたら言ってください。

いいですか、前年どおりということで。

[挙手する者なし]

○委員長　　では、そうさせていただきます。

また、ただいま決定いたしました事項にその他当委員会の所管する事項を加えて、会議規則第111条の規定により閉会中の継続調査として、議長に申し出をしていきたいと思えます。

---

## 行政視察調査日程について

○委員長　　では、行政視察調査日程を議題といたします。

日程案につきまして、事務局より説明を願います。

○事務局　　お配りいたしました資料の下段にございますとおり、他の日程の都合上、案といたしましては10月10日火曜日から10月13日金曜日までと、10



月17日火曜日から10月20日金曜日までのこの2つの案から何泊何日で実施されるかお決め願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長 事務局のお配りいたしました資料の下段にございますとおり、他の日程の都合上、案といたしましては10月10日から10月13日までと、10月17日から10月20日までの2つの案から何泊何日で実施されるかお決め願いたいと思います。よろしく願いします。

まず、じゃあ何泊何日の何泊というのは、今までは2泊3日ですが、いかがですか。

○山委員 大体2泊3日がほとんどだと思うんですけど、行き先や内容によっては1泊でもいいかなというふうには個人的には思いますけど、それは最終的に内容、行き先で判断すればいいんじゃないかなと。1泊でもいいかなという気もします、行き先によっては。

○委員長 今までは大体何泊を決めておいて、どことどこへ行くかというふうにしか決められないので、そのように大体はしておりましたが、一応の案として、従来どおり2泊3日でよろしいですか。

○山委員 はい。

○委員長 では、日程のほう10月10日か17日、2泊3日ですので、この中で都合の悪い方。

○古池委員 10月17日、ちょっと都合が悪いです。

○委員長 今、古池委員から10月17日だけは外してほしいという意見がありまして、18、19、20ならいいわけですね。

○古池委員 はい。

○委員長 そのほか、よろしいですか、皆さん。

[挙手する者なし]

○委員長 では、どちらがよろしいですか、一応決めておきましょう。

ほかの委員会は、わかる。

○事務局長 総務委員会ですけれども、10月18、19、20日の2泊3日で昨日予定が決まりました。

○委員長 できるなら合わせたほうがいい。

○事務局長 合わせる必要はありません。そこの2泊の幅の中でということ

です。

〔日程調整〕

○委員長 18、19、20とぴしっと決めるより、10から13という幅がありますので、行き先の交渉はいろいろしやすいということで、じゃあ10月10日から13日の間の2泊3日ということよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、そのように建設産業委員会として決定させていただきます。

---

### 行政視察の調査先及び調査項目について

○委員長 それでは、行政視察の調査先及び調査項目を議題といたします。  
先ほど決めていただきました当委員会の年度調査事項に基づき御協議をお願いしたいと思います。

どこかよい候補地はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 じゃあ、正・副委員長に一任ということで御異議ございませんか。

○掛布委員 希望としては、やはり公共交通の関係のところをどこか1カ所は入れていただきたいなと思います。

○委員長 そのほかに御希望がありましたらお願いいたします。

○古池委員 空き家対策について、先進地といますか。

○委員長 公共交通、空き家対策が出ました。

あとは、今の空き家対策と公共交通ということを入れさせていただくようやっていきたいと思います。

ほかにいろいろございましたら、また事務局なり正・副委員長のほうに申し出ていただければと思います。

---

### 今年度の当委員会の研修会について

○委員長 続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

研修会の日程、テーマ、講師などについて御相談したいと思います。

日程は議会会期や視察がないところになるろうかと思います。また、講師の都合もあるので、本日はまず研修テーマについて、何か適切なテーマや講師を御存じでしたら御発言いただきたいと思います。

すぐには難しいですから、また何か御意見や御提案がございましたら、事務局までお知らせください。

今、いろいろ御意見をいただきましたけど、視察先の都合もありますので、その場合は、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、また今の件に関しましては、9月の委員会の折に皆様方の御意見、御提案などを踏まえて改めて御相談したいと思いますので、よろしく願いいたします。

---

### 市民と議会との意見交換会について

○委員長　続きます、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

この件につきましては、昨年度の議会改革特別委員会におきまして、各常任委員会の開催場所と開催時期について、あらかじめ御協議されておりました、先般5月臨時会の際に皆様方から御意見を伺っておりましたので、その結果について御報告させていただきます。

日時は8月19日土曜日、午前10時からです。場所は古知野西公民館で開催いたします。この西公民館の1階でございます。

なお、意見交換会の開催に当たり、3委員会ともテーマは設けないとされておりますので、そのようにいたします。

委員の皆さんには、当日午前9時に御参集いただき、会場設営などの後、来場者の受け付けなどを行っていただく予定をしておりますので、期日が近くなりましたら、役割分担などを含めまして、また改めて御案内させていただきますが、この件につきまして、何か御意見はございませんでしょうか。

決めるのは、受け付けを行っていただく方と、それから書記と、後の結果

報告というかまとめですね。これをなるべくパソコンのできる方にお願いできればいいかなあとしますので、よろしく願いいたします。

では、市民と議会との意見交換会については、この程度にとどめたいと思います。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

ちょっとこの後、委員協議会のほうが10項目ありますので、時間がちょっと半端になるかと思いますが、連続で続けていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、以上で建設産業委員会を閉会いたします。

午前11時25分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 伊神克寿